

業務指示書

バングラデシュ国マタバリ港開発情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年6月3日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 江尻 幸彦 Ejiri.Yukihiko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年6月7日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾計画に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（港湾計画（1））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾施設設計（1）】

- 1) 類似業務の経験：港湾施設設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾計画（2）】

- 1) 類似業務の経験：港湾計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年6月10日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
以下の項目は別見積りとし、(国内再委託部分は本体見積価格に計上してください。)
- (1) 物流実態調査
 - (2) 環境社会配慮
 - (3) 自然条件調査 (漂砂調査、底質土調査)
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.447900 円 , US\$1 = 111.0990 円 , EUR1 = 125.3560 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 港湾計画(1)
- 港湾施設設計(1)
- 港湾計画(2)

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.25 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年7月20日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
 バングラデシュ国マタバリ港開発情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 港湾計画(1)	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 港湾施設設計(1)	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 港湾計画(2)	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 本事業の背景

バングラデシュは近年経済成長率を6%程度で維持しており、経済成長率で世界第10位となるなど、堅調な経済成長を維持している(IMF、2016年)。人口は過去10年間で年率平均1.2%の増加をたどり、現在約1億6,000万人の総人口を配し、世界で第8位の人口規模の国家となっている(国連、2015年)。拡大する経済及び人口に牽引され、貨物の輸出入についても同様に上昇基調にあり、過去5年間で年率約10%の伸びを記録している状況である(IMF、2016年)。

これら旺盛な貨物需要に対して、バングラデシュはこれら貨物を取り扱う玄関口である港湾が制約となり、港湾インフラの不足が経済成長のボトルネックとなっている。バングラデシュには現在2つの港湾(チッタゴン港、モングラ港)があり、このうちチッタゴン港が国内の貨物取扱量のうち約98%を処理する主要港となっている。しかしながら、チッタゴン港はカルナフリ川の下流に建設された河川港であり、水深が約9.0~11.5mであり、港湾用地の狭さも相まって、その容量は早晩限界に達することが見込まれている。かかる状況を受け、バングラデシュ政府は、第7次5か年計画(2016年度~2020年度)において、チッタゴン港の拡張や国内新規港湾の建設を含む港湾開発の促進を標榜している。新規港湾計画は、ダッカから南西に約250キロの位置にあるパイラ港やチッタゴンの南約130キロに位置するマタバリ地域の港湾開発(以下、「マタバリ港」と言う。)等が考えられている。

上記に対して、日本政府及びバングラデシュ政府が謳うベンガル湾産業成長地帯構想(The Bay of Bengal Industrial Growth Belt Initiative。以下、「BIG-B」という。)の一環として、JICAはマタバリ地域の港湾開発を含む複合的な地域開発のための基礎情報を収集することを目的とし、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」(2015年より実施中)を実施し、南部チッタゴン地域における港湾を含む運輸交通、エネルギー・電力、産業・都市開発を実現するため物流システムのボトルネックとなっている港湾開発を同地域で進めることが必要であることの確認がなされている。

本調査では、マタバリ港開発を検討するうえで必要な、国内物流の現況把握、国内各港湾の施設容量・開発計画、マタバリ港開発の妥当性に関する情報収集及び分析を行うことを目的とし実施するものである。

2. 調査の目的

マタバリ港開発に向け、国内の社会経済状況及び既存港湾の状況をレビューし、新港建設の必要性を整理し、マタバリ港の事業妥当性を把握することを目的に、調査を行うものである。

3. 調査対象地域

チッタゴン管区コックスバザール県。

4. 主な相手国調査対象機関

本調査の主な対象機関は、海運省 (Ministry of Shipping) 及びチッタゴン港湾庁 (Chittagong Port Authority)、及びこれらを含めて組織される深海港検討室 (Deep Sea Port Cell) を想定している。

5. 調査の範囲

本調査において、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために、「6. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「8. 成果品」に基づき進捗状況に応じて報告書を作成し、JICA に対し説明・協議の上、提出するものとする。

6. 実施方針及び留意事項

(1) マタバリ港の事業妥当性評価方法

これまで円借款で整備を行ってきた港湾開発については、事業費が 200 億円以下が約 7 割、最大でも 1,000 億円強の事業費で遷移してきている。また、これら事業の財務的内部収益率 (FIRR) は事業費の規模が大きくなるにつれ、低くなる傾向にある。これは、港湾の施設容量は水深、バース数・バース長、ヤード面積、投入荷役機器数・規模等により一定の限界値があり、事業費が著しく高い場合には、その施設容量が制約となり、収益の増加及び資金の回収が困難となる性質であることを示している。バングラデシュは、その地形的制約 (国土の約 9 割が海拔 9 メートル以下であり、山岳地域の不在により石材等の建設資材が不足) から、事業費が高騰する傾向にある。本調査におけるマタバリ港の検討にあたり、港湾の処理量及び収益に一定の制約がある前提の中、事業費を節減することが不可欠となる。本調査では、港湾貨物需要に伴って発生する想定収益及び貨物処理量から見て、調査初期の段階で有償資金協力として事業を実施した場合に回収可能な事業費の範囲 (ベンチマーク) を設定し、これを下記 (3) も合わせバングラデシュ政府と確認した上で、同ベンチマークに基づいて港湾施設計画を検討することとする。

(2) 貨物需要予測

2015 年にアジア開発銀行 (以下、「ADB」と言う。) が「チッタゴン港戦略的マスタープラン」 (Strategic Master Plan for Chittagong Port) を策定しており、同マスタープランの中でバングラデシュ国内の貨物需要分析が行われている。本調査では、同調査による需要予測の手法をレビューしたうえで、適切な社会経済フレームワークを設定し、必要に応じ、物流実態調査を行った上で、貨物需要予測を行う。

(3) 国内港湾の役割分担

バングラデシュの国内には現在、チッタゴン港及びモングラ港があり、バングラデシュ政府は新規にパイラ港及びマタバリ港の開発の検討を行っている。上記の需要予測にも関連するが、これら国内港湾の施設容量及び開発計画に比して、総貨物需要を配分した場合の貨物の需給を第一に検討する必要がある。次いで、新規港湾開発を行った場合の、投資コスト及びオペレーションコストについて分析を行い、特に国内貨物の発着地との関係で各港湾のコスト(港湾コスト及び陸上輸送コスト)及び貨物の種類(コンテナ、非コンテナ、石炭、LNG等)を把握し、各港湾の比較優位について分析する。本検討の結果、施設の供給過剰が見込まれる場合、あるいは新規港湾が必要であるもののオペレーションコストが他港に対して高い場合などは、国家港湾政策として個別港湾開発の進め方の見直し、あるいは運営形態の検討(港湾管理者の権限・範囲の再検討を含む)等を行う必要がある、そのためには個別港湾における新規事業計画に対する投資効率についても評価したうえで、バングラデシュ政府との協議を行う必要がある。これら国内港湾の役割分担を整理ののち、マタバリ港の事業妥当性を評価することができることとなるため、バングラデシュ政府と十分協議の上、調査を進めること。

(4) 関連案件からの知見の活用

本調査に関係する既往調査から可能な限りデータ及び開発計画を参考にすること。具体的には、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」(JICA、2015年より実施中)、「南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査」(JICA、2014年)、「南アジア地域クロスボーダー協力(海運)情報収集・確認調査」(JICA、2016年)、「チッタゴン石炭火力発電所建設事業準備調査報告書」(JICA、2015年)、「マタバリ地区輸入石炭ターミナル建設・運営事業準備調査」(PPPインフラ事業(JICA、2016年))、「Strategic Master Plan for Chittagong Port」(ADB、2015年)等を参考にする。

特に、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」において港湾を含む運輸交通、エネルギー・電力、産業基地開発に関する総合土地利用計画の複数オプションを策定した上、バングラデシュ政府とも共有を行っているため、本調査における新規港湾施設開発案(概略施設配置計画)の代替案検討、マタバリ港新規港湾施設開発案(概略施設配置計画)に係る比較評価等にあたっては、上記オプションの存在にも留意しつつ、技術的な根拠を十分に示したうえで代替案の検討を行うこと。

(5) バングラデシュ政府機関に対する調査結果の共有について

本調査結果についてはバングラデシュ政府機関関係者に共有・確認を得ること。方法は、常にJICAと事前に確認することとするが、上記「4. 主な相手国調査対象機関」との協議に加え、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」の実施にあたり相手国政府にて組織された次官級会議であるCoordination Committee、その他港湾を含む4分野のWorking Groupの枠組みを活用することも想定されている。

なお、本調査はあくまでも今後の支援を検討するための基礎資料の作成を目的として実施す

るものであり、特定の協カプログラム形成、個別案件の発掘・形成を目的とするものではないことから、相手国政府機関に過度な期待を持たせないよう留意すること。

7. 調査内容

上記「6.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。なお、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備(国内作業)及びインセプション・レポートの作成(2016年7月下旬)

1) 関連資料・情報の収集・分析

バングラデシュ政府、JICA、国際機関等の関連資料を参照し、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

2) インセプション・レポート・質問表の作成

上記の結果や調査にあたって必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、詳細なスケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項・質問などを検討し、インセプション・レポートとしてとりまとめ、JICAに提出する。

3) 事前協議への参加

現地調査実施前にJICAが開催する事前会議等に参加し、調査計画やインセプション・レポート、質問表の内容について説明・協議を行う。

(2) 国内物流及び港湾現状分析

1) 社会・経済活動分析

ア. 社会・経済指標のレビュー

主要社会経済指標や貿易動向を分析し、今後のバングラデシュにおける経済成長及び経済構造に関して分析を行う。分析においては、国内動向に加えて、中長期的に背後圏となりうるインド北東部、ネパール、ブータン等の物流動向にも留意すること。なお、2041年までの経済成長及び経済構造については、「電力マスタープラン改定に係る情報収集・確認調査」(JICA、2014年より実施中)にて、タイにおける経済成長トレンドをモデルとしたバングラデシュ経済の分析を行っているため、これも参考とすること。

イ. 産業政策・産業立地レビュー

バングラデシュの産業政策及び中長期的な産業政策をレビューする。産業立地については、現在 8 箇所¹の輸出加工区(Export Processing Zone(EPZ))があり、さらに今後経済特区(Economic Zone(EZ))が建設されていく予定であるため、これらの地区における立地状況を含む国内の産業立地動向の把握を行う。JICA は、経済特区支援を含む「外国直接投資促進事業」(2015 年円借款契約調印)を支援しており、当該事業に関連する調査(「外国直接投資促進事業準備調査」(協力準備調査)、「経済特区開発調査および BEZA 能力向上プロジェクト」(開発計画調査型技術協力))等からも情報を収集し、産業構造の把握を行う。なお、マタバリ地域での産業立地については、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」において、バングラデシュ政府の持つ総合開発のイメージに合わせ、製鉄工場、セメント工場、肥料工場等を構想したが、これら施設の妥当性・実現性につき、バングラデシュ政府の戦略や意向を上記調査関係者や実施機関から確認する。

ウ. 人口動態レビュー

現時点の国内主要都市の人口規模を把握し、主要都市への物流量を把握する。また、将来の人口増及び都市間人口移動が現況物流量に与える影響を予測する。

エ. 既存国内運輸インフラ把握

各港湾(計画地を含む)と国内主要消費地を結ぶインフラ施設(道路、水運、鉄道)の状況を把握する。チッタゴン港とモングラ港については、同港から主要消費地に輸送される運輸モードの機関分担率を把握する。また、新規港湾計画地(パイラ、マタバリ)については、港湾予定地に対して、現存する輸送施設に対して、将来的な輸送モード及び不足するインフラ施設の推定を行う。なお、国内運輸インフラについては「ダッカーチッタゴン圏総合運輸交通情報収集・確認調査」(2016 年 6 月頃より調査開始予定)で詳細に調査がなされる予定であり、同調査と連携しつつ、今次調査では机上調査を中心とした調査を行うこと。

2) 貨物需要予測

ア. 物流事業者／船社／荷主へのヒアリング

バングラデシュにおける主要物流事業者、船社、荷主(本邦企業含む)に対してヒアリングを行う。主要物流事業者へのヒアリングでは、物流ルート(チッタゴン港経由、ダッカ空港経由、インド国境経由など)に係る選好を把握し、港湾

利用に係る潜在的需要があるか把握することを目的とする。船社へのヒアリングでは、チッタゴン港の制約を受けた現在の問題点の把握、バングラデシュ国内新規港湾立地（パイラ、マタバリ）及びチッタゴン港の新規コンテナターミナル開発に対する意見、バングラデシュ国内新規港湾開発（大水深化）に伴う投入船舶規模の変化及び航路ネットワークの変化（マザーシップの寄港、トランシッピングメントの有無）等を把握することを目的にヒアリングを行う。荷主へのヒアリングでは、国内物流上の障害（X線検査、倉庫、インランドデポ、道路舗装状況など）を把握することを念頭に行う。これらを通じ、バングラデシュの港湾利用に伴う物流上の制約・課題の把握を行う。

イ. 各港湾取扱量統計調査

チッタゴン港及びモングラ港の港湾統計をレビュー・分析する。コンテナ貨物について、外貿／内貿接続のトランシッピングの可能性について分析しつつ、外内貿／トランシッピング別、実入／空別、品目別、仕向地別に推計する。非コンテナについては、主要品目を特定の上、品目別、荷姿別、仕向地別に分類する。同様にエネルギー（LNG、石炭、石油等）についても統計調査を行う。

ウ. 国境貿易統計調査

既述の関連案件のデータも参照しつつ、国境貿易（特にインドとの陸上交通による輸出入）に関する統計データを分析する。コンテナ貨物・非コンテナ貨物別、実入り／空別、種目別に推計する。また、実地調査により、コンテナの起終点地の推定及び陸上貨物から港湾貨物に転換しうる潜在的需要についても把握する。

エ. 国際海運ネットワーク調査

国際的な海運動向による基幹航路、船腹動向、主要船社の戦略について把握する。特に、将来的な船舶の大型化に伴い、バングラデシュに寄港する船舶の大型化の可能性について検討を行う。

オ. 貨物需要予測

ア) 既往需要予測結果の分析

ADB が 2015 年に実施した「チッタゴン港戦略マスタープラン」において、バングラデシュ国内の港湾貨物需要予測がなされている。同調査結果をレビューし、貨物需要予測の妥当性について確認を行う。

イ) 社会経済フレームの設定

社会経済条件の分析結果を踏まえ、バングラデシュにおけるコンテナ、非コンテナ貨物、エネルギー関連貨物の需要予測に必要な 2041 年までの社会経済フレームワークを設定する。

ウ) 貨物需要予測

将来の社会経済フレームワーク、貨物取扱及び国際海運物流動向を踏まえ、バングラデシュ国内のコンテナ、非コンテナ貨物、エネルギー関連貨物の需要予測を行う。コンテナについては、外貿／内貿接続のトランシップの可能性について分析しつつ、外内貿／トランシップ別、実入／空別、品目別、仕向地別に推計する。非コンテナについては、主要品目を特定の上、品目別、荷姿別、仕向地別に推計する。エネルギー関連貨物（LNG、石炭、石油）については、別途 JICA が実施する「電カマスタープラン改訂に係る情報収集・確認調査」による調査結果を参照しつつ、需要予測に反映させる。なお、既往調査に加えて、補足的に物流実態調査を必要とする場合は、プロポーザルに提案すること。物流実態調査を必要とする場合は、再委託を認める。

カ. 各港湾影響圏ゾーニング及び貨物配分

貨物の起終点、既往インフラ施設、人口・産業配置、各種港湾・貿易統計等から、新規港湾計画地を含む各港湾の影響圏のゾーニングを行う。その際、チッタゴン港及びマタバリ港が同一のゾーンとなることが想定されるが、対象となる貨物の種類も含め、当該地域でどの程度の貨物需要が見込むのか、各港湾に対する貨物配分を行う。

3) 港湾行政

ア. 関連法・制度・規定の把握

港湾事業に関連する法律、政策、制度、規定について情報収集を行う。特に、個別港湾事業への投資計画、港湾管理者の業務、港湾区域・臨港地区の計画概念、港湾運送事業の扱い等について整理する。

イ. 監督・規制官庁及び港湾管理者の役割把握

港湾行政・管理に関係する省庁・機関・団体を整理する。監督官庁の役割や規制の範囲・権限・根拠、港湾管理者の業務範囲・官民区分・選定方法、港湾運送事業者・団体の有無・業務範囲・役割等について整理する。また、港湾事業に関係する税関、警察（港湾保安との関係性の整理）、検疫所などの役割に

ついて整理する。

また、港湾管理者が所有する用地の取得方法・分配・権限についても、関係機関より情報収集を行う。

ウ. 港湾財政・予算・補助金・港湾諸料金(タリフ)の把握

港湾事業に係る財政制度について情報収集を行う。港湾事業に係る予算制度について港湾管理者による独立事業として扱われるのか、港湾事業実施にあたって港湾管理者に対する国からの補助金投入が制度化されているのか等について確認を行う。

また、官及び民間事業者が課す港湾諸料金(タリフ)について整理を行う(例:入港料、岸壁、棧橋、物揚場使用料、係船浮標及び係船くい使用料、荷役機械使用料、とん税、水先料、通船料金、綱取り・綱放し料金、曳船料金等による分類)。また、諸外国港湾(ベトナム、タイ、フィリピン、インドネシア等)での事例分析も踏まえ、個別タリフの決定プロセス及び決定権限の所在について確認を行う。

エ. ターミナル・オペレーターの役割・選定方法(PPP 法制度を含む)

港湾事業におけるターミナル・オペレーターの役割、業務範囲、選定方法について確認を行う。ターミナル・オペレーターの選定方法については、準拠法・制度の有無の確認を行うとともに、PPP 法制度の確認を行う。なお、PPP 法制度については、「マタバリ地区輸入石炭ターミナル建設・運営事業準備調査(PPP インフラ事業)」(JICA、2016 年)において一定の情報収集がなされているため、同調査結果も参照すること。

4) 既存港湾及び新規港湾計画レビュー

既存港湾(チッタゴン港及びモングラ港)及び新規港湾計画(パイラ港)の諸元を整理する。既存港湾(チッタゴン港及びモングラ港)については、航路・泊地、岸壁、コンテナヤード、荷役機器、上屋、野積場等の諸元を整理し、各港の貨物取扱容量(キャパシティ)を分析する。また、各港の将来事業計画を確認し、将来の貨物取扱容量を分析するとともに、各港においてプロダクティビティが低く、荷役効率を改善させることができる場合の貨物取扱容量に関する感度分析を行う。また、海上運賃、港湾諸料金、陸送運賃等のコストについて各港について積み上げ積算を行い、各港のコスト競争力について把握する。

新規港湾計画(パイラ港)については、関係機関より情報収集を行い、航路・泊地、岸壁、コンテナヤード、エネルギー基地、荷役機器、上屋、野積場等の諸元を整理し、

貨物取扱容量(キャパシティ)を分析する。さらに、航路の延長距離、浚渫の規模、主要都市へのアクセスなど、複数の面で技術的妥当性に係る検討を行う。

5) 港湾投資計画

ア. 各港湾の比較優位の検討

これまでの分析に基づき、チッタゴン港、モングラ港、パイラ港、マタバリ港の比較優位を検討する。貨物取扱容量、港湾用地拡張余地、貨物の種類、仕向地、需要地までのリードタイム及びコスト(港湾諸料金及び陸上運賃)、臨港交通及び需要地までの交通インフラ、環境社会配慮、資本的支出及び運営維持管理費(浚渫費用含む)等から各港がもつ比較優位及び役割を分析する。

イ. 各港湾の事業計画及び投資計画の把握

チッタゴン港、モングラ港、パイラ港について、今後の事業計画及び投資計画を把握する。特に、新規事業計画に伴う貨物取扱容量の増加の可能性の有無と、それに伴う投資コストについて整理を行う。

ウ. 各港開発に係る優先順位

需要予測結果と各港事業計画及び投資計画を踏まえ、各港事業計画に対する効果指標(内部収益率(IRR)等)を設定し、各事業に対する投資優先順位の整理を行う。

6) 内陸輸送行政

内陸輸送(トラック輸送、鉄道輸送、バージ輸送)の事業の監督・振興に関係する省庁・機関・団体を整理する。特に監督官庁の役割や規制の範囲・権限・根拠、内陸輸送事業者団体の有無・業務範囲・役割等について整理する。

(3) マタバリ港開発全体計画

1) マタバリ港貨物需要予測

上記、「(2)国内物流及び港湾現状分析」における貨物需要予測に基づき、マタバリ港の貨物需要予測(対象はコンテナ、非コンテナ、エネルギー)を行う。社会・経済シナリオ及び目標年次は同様としつつ、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」を参考にし、マタバリ地域の背後圏の貨物需要の取り込みなどの観点から、マタバリ港の貨物需要予測を実施する。

2) 想定船舶規模設定

世界の海運動向、船社毎の戦略及びチッタゴン港に寄港する船舶規模及び制約を

踏まえ、マタバリ港に寄港する最大船舶規模を設定する。

3) 投資妥当性のベンチマーク設定

「6. 実施方針及び留意事項」に記載のとおり、バングラデシュは土木工事に係る事業費が高騰せざるを得ない傾向がある一方で、港湾の性格上、貨物取扱容量による一定の制約を受け、収益に対する一定の限界値が想定しうる。マタバリ港の事業計画を検討する前に、貨物需要予測結果及び想定船舶規模設定を踏まえ、事業実施に係る投資妥当性のベンチマーク設定を行う。ベンチマークは、IRR や投下資本利益率 (ROI) 等が考えうるが、考えうる指標についてはプロポーザルで提案すること。

同ベンチマークに基づき、マタバリ港開発において想定しうる事業費の範囲を想定し、その後の調査を実施する。

4) インテリム・レポートの作成

これまでの調査結果をインテリム・レポートとしてまとめ、JICA に事前説明の上、関係機関に対して説明・協議を行う。

5) 自然条件調査

マタバリ港における港湾計画策定に際し必要な気象、海象、地形、地質、地盤、海底について自然条件調査を行う。また、前述のとおり、バングラデシュにおける建設事業では、資材不足事業費が高騰する傾向にある。そのため、マタバリ港周辺における海底の底質土や陸上の砂等の利用可能資材有無の材料調査を行うこと。これら自然条件に係るデータについては、「チッタゴン石炭火力発電所建設事業準備調査報告書」(JICA、2015年)及び「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」(2014年6月借款契約調印)の詳細設計結果を参照し、自然条件について分析する。マタバリ港の計画策定にあたり、「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業」にて建設される航路の拡幅等を検討する場合、漂砂シミュレーションを行い、航路埋没の可能性についても十分留意すること。なお、漂砂調査及び材料調査(底質土調査を含む)については再委託(現地及び国内を含む。特に漂砂調査を現地再委託する場合には再委託先の能力を踏まえその範囲を明確化すること)を認める。

6) 環境社会配慮調査

ア. 戦略的環境アセスメントの考え方(プロジェクトよりも上位の政策(Policy)、計画(Plan)、プログラム(Program)(PPP)レベルの環境アセスメント)に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること)を実施した上で、複数の代替案を検討し、それらの環境社会的側

面の影響を含む比較検討を行う。

イ. 主な調査項目は、以下のとおり。ア)、イ)、ウ)は環境社会配慮も勘案した調査を行うこと。

ア) 政策、計画等の目的・目標の検討

イ) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討

ウ) 政策や計画の内容の検討(開発予測、対策のリスト、将来の開発区域の地図等)

エ) スコーピング(政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

オ) ベースラインとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認

カ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

- 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
- 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)との乖離
- 関係機関の概要

キ) 影響の予測。概略施設配置計画にて、コハリア川を深海港チャネルとして利用する可能性がある場合には、特にこれへの影響。

ク) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討(PPPレベル)

ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

コ) モニタリング方法の検討

サ) ステークホルダー協議の開催にかかるバングラデシュ政府との協議(実施目的、参加者、協議内容等)及び開催支援

なお、環境社会配慮調査については、再委託を認める。

7) 新規港湾施設開発案(概略施設配置計画)の代替案検討

マタバリ地域において、立地条件、自然/環境条件、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等の基本施設について、必要な静穏度解析を行ったうえで、概略の施設配置計画案(代替案)を候補地毎に作成する。配置計画案検討の際は上記の環境社会配慮の観点からも検討するとともに、投資妥当性に係るベンチマークも念頭に置き、実現可能な事業費を想定したうえで、代替案の策定を行う。その際、上記自然条件調査を踏まえ、初期浚渫及び維持浚渫を含む航路の開発計画についても検討内容に含めること。

この際、新規港湾施設の配置のみならず、「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」において検討されているエネルギー・電力ハブ、産業基地の各施

設のための用地面積の確保を念頭に置くこと。

8) 港湾背後圏調査

需要予測結果、他関連案件による調査・分析結果(注)、現地調査結果(主要荷主企業の事業・物流動向、経済特区、道路及び鉄道、都市計画等)を踏まえ、想定されるマタバリ港の背後圏の産業構造、貨物分類、貨物量等について分析を行う。

注:以下の調査が参考となる。

- 「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」(JICA、実施中)
- 「マタバリ地区輸入石炭ターミナル建設・運営事業準備調査(PPP インフラ事業)」(JICA、2016年)
- 「電力マスタープラン改訂に係る情報収集・確認調査」(JICA、実施中)
- 「外国直接投資促進事業準備調査」(JICA、2015年)

9) マタバリ港新規港湾施設開発案(概略施設配置計画)に係る比較評価

概略施設配置計画の代替案について、港湾計画、事業費、投資効果、環境社会配慮、関連インフラ・産業へのアクセス等の観点から比較評価を行い、バングラデシュ関係機関と協議を行う。比較評価においては、あくまで事業費及び効果の観点から、事業性が成り立つかどうかを優先基準とする。

10) マタバリ港新規港湾施設開発案の段階的整備計画の検討

上記にて選定された概略施設配置計画について、フェーズ分けによる段階的整備計画を検討する。段階的整備計画策定にあたっては、事業全体としては経済的・財務的妥当性が成り立つものの、複数フェーズに分けることにより、事業の初期フェーズは投資効果が発現しにくい、全フェーズを実現することにより投資効率が改善することなども想定しうることから、全体計画のフェージングについて、港湾計画、背後圏の産業との関係、事業費、効果等の観点から整備計画を策定する。また、航路等の施設を港湾管理者とは異なる事業機関と共用する場合、マタバリ港航路を利用する各施設オーナーによる施設造成費の一部負担の可能性も検討を行うこと。

11) マタバリ港開発に係る今後の進め方の提案

これまでの調査結果を踏まえ、今後のマタバリ港開発の進め方を提案する。港湾施設計画に限らず、港湾管理者やターミナル・オペレーターの役割・選定方法、法律・制度整備等の必要性の有無、マタバリ港を経由するサプライチェーン潜在需要掘り起こしのためのプロモーションの方法等、マタバリ港全体の事業運営等について、必

要な進め方について提案を行う。

(4) 帰国後国内作業(2017年2月～3月)

1) 帰国報告会での報告

現地調査実施後に JICA が開催する帰国報告会等に参加し、調査結果の概要について説明・協議を行う。

2) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)の作成

現地調査の結果を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)を作成した上で JICA に DF/R の内容を報告し、JICA からのコメントを受ける。

(5) ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)説明・協議

JICA よりコメントを受けた DF/R をバングラデシュ関係者に説明、協議を行う。

(6) ファイナル・レポート(F/R)説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対するバングラデシュ実施機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「7. 調査内容」を参照。各報告書のバングラデシュ政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) インセプション・レポート

提出時期: 調査開始時(2016年8月上旬を想定)

部数: 英文 13 部(JICA3 部、バングラデシュ関係機関 10 部)

2) インテリム・レポート

提出時期: 2016年11月下旬

部数: 英文 13 部(JICA3 部、バングラデシュ関係機関 10 部)

3) ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期: 2017年2月下旬

部数: 和文要約 3 部(JICA)

英文 13 部(JICA3 部、バングラデシュ関係機関 10 部)

4) ファイナル・レポート

提出時期: 2017年4月上旬

部 数：和文要約（製本版）4 部（JICA）

和文（CD-R）2 部（JICA）

英文（製本版）13 部（JICA3 部、バングラデシュ関係機関 10 部）

英文（CD-R）10 部（JICA2 部、バングラデシュ関係機関 8 部）

（2）報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

（3）収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

（4）その他提出物

1) 議事録等

先方政府との面談及び各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA バングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、少なくとも 5 営業日前までに配布資料を JICA に提出すること。

2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

3) デジタル画像集

本調査実施期間中に記録したデジタル画像集を作成し、JICA へ提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

（5）その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。

2) 各調査報告書は、バングラデシュ政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。

3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載す

ること。

- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を3～5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

調査は2016年7月下旬より開始し、2017年4月下旬の終了を目途とする。調査工程及び各報告書の作成時期は、目途として下図を想定している。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びバングラデシュ側関係者と協議の上で変更することがある。

年	2016						2017				
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
国内作業	<input type="checkbox"/>							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
現地業務									<input checked="" type="checkbox"/>		
報告書		▲ IC/R				▲ IT/R			▲ DF/R	▲ F/R	

IC/R: インセプション・レポート

IT/R: インテリム・レポート

DF/R: ドラフト・ファイナル・レポート

F/R: ファイナル・レポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計 約 38.00 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／港湾計画(1)(2号)
- 2) 港湾施設設計(1)(3号)
- 3) 港湾計画(2)(3号)
- 4) 港湾施設設計(2)／積算
- 5) 運輸／物流システム
- 6) 地質／自然条件調査
- 7) 経済・財務分析
- 8) 環境社会配慮
- 9) 港湾計画(3)／業務調整

3. 相手国の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから、バングラデシュから特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本調査実施にあたり、JICA バングラデシュ事務所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や必要に応じたリクエストを発行するなど、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA バングラデシュ事務所の支援を必要とする場合は、JICA バングラデシュ事務所に随時連絡・協議すること。

4. 参考資料

以下の資料は特記事項があるものを除き、各種ウェブサイトより閲覧すること。

- 「南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査」(JICA、2014 年)
- 「南アジア地域クロスボーダー協力(海運)情報収集・確認調査」(JICA、2016 年)
- 「チッタゴン石炭火力発電所建設事業準備調査」(JICA、2015 年)
- 「マタバリ地区輸入石炭ターミナル建設・運営事業準備調査(PPP インフラ事業)」(JICA、2016 年)

以下の資料は配布資料です。本プロポーザルを作成する目的のみに使用願います。

- 「外国直接投資促進事業準備調査」(JICA、2015 年)
- 「Strategic Master Plan for Chittagong Port」(ADB、2015 年)
- 「電力マスタープラン改訂に係る情報収集・確認調査」(JICA、実施中)
- 「南部チッタゴン地域総合開発に係る情報収集・確認調査」(JICA、実施中)

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。なお、以下項目は別見積もりとする(国内再委託部分は本体見積価格に計上すること)。

- 物流実態調査(国境地点 2 か所、平日・休日両 1 日ずつ、貨物の品目、発着地、輸送上の問題点等についてヒアリングを行う。加えて、国内主要物流業者(10 社程度)に対して面談もしくはアンケート調査により、荷主の意向、物流上の課題、コスト、輸送日数等に関して調査を行う。)
- 環境社会配慮調査
- 自然条件調査(漂砂調査、底質土調査)

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監

督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、再委託による成果品（報告書等）に加え、各種元データ（MS エクセル、MS ワード等）も収集の上、JICA に提出すること。

6. 調査用資機材

想定していない。

7. その他留意事項

(1) 安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所、在バングラデシュ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(2) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。
なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上